

笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会 会議録

開催日時 令和5年3月29日(水) 15:30~16:30

開催場所 笛吹市役所本館3階 302会議室

笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会

①地域密着型サービス事業所の指定について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありましたが委員さんから質問等がありますか。

委員 重要事項説明書の職員数が少ない印象だが大丈夫なのか

事務局 重要事項説明書に記載する職員数は指定する上での最低限の職員数となっています。

委員長 参考資料1の勤務形態一覧表では、重要事項説明書の記載のある職員数以上で記載があるので、実際の運営上は指定する人員基準以上の職員を確保する予定であることが読み取れます。

委員 今回の指定を受けることで利用者は介護度が重くなってもこの施設に居続けられるのか

事務局 特定施設入居者生活介護は介護度1以上であることが入所できる条件となっており、介護度の上限はありません。しかし、医療依存度が高くなるなどし、現施設の体制では十分なサービス提供ができなくなった場合には、他施設への転居をお願いする場合もあるかと思えます。

委員 今回の事業所の指定は、入居者にとって前の施設と比較し提供できるサービスの内容が落ちてしまうものなのか。

事務局 以前のサービス付き高齢者住宅では、直接介護サービスの提供ができなかったため、外部の介護保険サービスを利用している方が多くいた状況でした。今回の指定をすることにより、同施設職員が、直接介護サービスの提供ができるようになるものですので、施設単体で見れば介護サービスの提供体制は厚くなると考えられます。

委員 事業者はどうしてこの指定を取ろうと思ったのか。

事務局 サービス付き高齢者住宅は、基本的に自立の高齢者が利用する施設ですが、入居している方も介護度が上がってきているため、施設内での介護サービスの提供に対応するためかと思えます。利用者にとっても

入居している施設の職員が直接介護サービスの提供をすることにより、利用者の状況を十分把握し、なじみの関係の職員からサービス提供が受けられるといったメリットがあります。

委員長 他はいかがでしょうか。意見、質問等なければ以上とさせていただきます。

委員長 次に「②その他」として何かありますか。ないようでしたら予定されておりました全ての議事を終了とさせていただきます。